

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷五十第

行發日一月八年一十正大

## 論叢

交通税の捕捉すべき給付能力 . . . 法學博士 神戸 正雄

支那の古典に見はれたる社會政策 . . . 法學博士 田島 錦治

經濟道と經濟術 . . . 法學士 作田 莊一

小作制と小作法 . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 時論

支那の改造と國際管理 . . . 法學博士 末廣 重雄

戸數割を論ず . . . 法學博士 小川 郷太郎

物價問題私論 . . . 法學博士 山本美越乃

## 說苑

ジョン・ロックの私有權論 . . . 經濟學士 岩城 忠一

## 雜錄

經濟學の革命 . . . 法學博士 河上 肇

大學生の一年間の學費 . . . 經濟學士 藤野 靖

シヨン・ロックの私有権論 (二、完)

岩城忠一

第一節 緒論

第二節 ロックの私有権論の要領

第三節 ロックの私有権論に關聯する二三の問題

第一項 Propertyなる語のロックの用ひ方

第二項 私有権の基礎としての労働

第三項 労働成果私有の制限

第四項 労働成果私有の權利と自然法

第五項 ロックの労働説と自然状態

前號既載

本號所載

第三節 ロックの私有権論に關聯する二三の問題

第一項 Propertyなる語のロックの用ひ方

『Property』といふ文字のロック自身の説明に注意しないと、ロック及びロックが代表して居る人々を誤解する事になる。<sup>1)</sup>とリッチーが私どもに注意を與へて居る。然らばそれは何故かと云ふに

説苑 シヨン・ロックの私有権論(二完)

第十五卷 (第二號「三三」) 二八三

1) 2) Ritchie, Darwin and Hegel, p. 178.

『一人の Property とは彼の life, liberty and estate の事である』<sup>3)</sup>からである。而してこれはイリーによるも『ロックの見解を論ずるにあつて心に留めて置かねばならぬ事』<sup>4)</sup>である。

所が私はロックの『民政論二篇』を讀了して、而して後右リッチター及びイリーの説を考ふる時、その必ずしも正しからざるを思はざるを得ない。何故といふに、ロックが Property なる文字を用ふるや、稍複雑なる用ひ分けを行ひ、必ずしも常にリッチター等の云ふが如くに、life, liberty and estate の意味に用ひて居るのではないからである。それ故に、私はリッチターとは稍異なる意味に於て、『Property といふ文字のロック自身の説明に注意』したいと思ふのである。

先づリッチター及びイリーの指示するが如く、ロックが Property といふ文字を life, liberty and estate の包括的概念として用ひて居るのは事實である。例へば、『民政論二篇』第二冊第八十七節には 'his property—that is, his life, liberty and estate' <sup>4)</sup>と明かに記されてあり、又第百二十三節には 'their lives, liberties and estates, which I call by the general name—property' <sup>5)</sup>と説明してある。故にリッチター及びイリーが、ロックの Property は life, liberty and estate であると言つて居るのは、少くともこの限りに於ては正當である。

けれども、この一斑を以て『民政論二篇』第二冊の全豹を推す譯にはゆかない。何故と言ふにその理由は簡單である。若しロックが Property なる語を用ふるに際して、それが常に life, liberty and estate の general name として用ひられて居るものなりとせば、Property なる語は、life 或は liberty なる語と並列するべき、性質のものでない筈であるのに、ロックがこれ等の文字を並列させ

3) Ely, Property and Contract, p. 542.

4) § 87. p. 234

5) § 123. p. 256

て居る例が現に存在するからである。例へば『民政論二篇』第二冊第百三十一節には、to preserve himself, his liberty and property といふ句があり、第百二十五節には、take away the life or property of another といふ句があり、第百四十九節には、against the liberties and properties of the subject 第百二十七節には、their liberties and properties, shall by force invade and endeavour to take them away といふ句あり、最後に第百二十八節には、when illegal attempts are made upon their liberties and properties といふ句あり。故にロックが Property を言へば、それは常に life, liberty and estate の包括的概念として用ひられて居る、と見る事の出来ないのは明かである。

さればさてロックの用ふる Property なる文字を、一概に狭義に解するの誤りなることは、ロックがこれを以て life, liberty and estate の general name をなす場合の存することを、前述の如くなるに於て明かである。この誤りは、リッチー及びイリーのそれに於けるよりは恰も正反對であるが、かくの如き誤りに陥れるかに見ゆる一二論者を發見する。

元來政治状態の目的が Property の保護に在ることは、ロックの屢説く所であつて、例へば『民政論二篇』第二冊第八十五節の最後は、次の句を以て結ばれて居る。曰く……civil society, the chief and thereof is the preservation of property などはそれより一〇置いて第八十七節に入ると、その中頃 12) …no political society can be, nor subsist, without having in itself the power to preserve the property といふ句がある。又第九十四節には、government has no other end but the preservation of property といふ句がある。其他同様の言葉は、第八十八節、第百二十四節、第百三十四節、第百二十八節

8) § 149. p. 269  
11) § 85. p. 234

7) § 135. p. 261  
10) § 228. p. 310  
13) § 94. p. 239

6) § 131. p. 258  
9) § 227. p. 310  
12) § 87. p. 234

第二百二十二節等に於て發見し得るのである。そこで、ボナーはロックの私有権論を説くにあたり、Property が勞働に基礎を置く所以を説明したる後、政治社會の主たる目的は、かくて構成されたる、Property の保護にあると説明して居る。<sup>14)</sup> 又福田博士は『ジョン・ロックの私有財産制度論』に於て、『彼は(ロック)主權の内容を擧ぐるに、特に、私有財産の制治と維持とのみを以てするに非ずや。誰か云ふロックは私有財産の基礎を撼搖するの説をなすと。<sup>15)</sup>』と述べて居られる。これによつて考へると、ボナー及び福田博士はロックの Property なる文字を狹義に解さるゝが如くであるが、ロックが政治社會の目的に關聯して Property なる語を用ふる時、そは明かに廣義に解せらるべき場合がある。例へば彼は『民政論二篇』第二冊第八十七節に於て、『人は本來』*property*—that is, his life, liberty and estate を他人の侵害襲撃から保護するの權力を有する。……然るにそれ自身に於て Property を保護するの權力、……を有することなき政治社會は考ふべからず、又存在し難きものである云々』<sup>16)</sup>と言つて居るが、これから推考すれば政治社會の目的が *liberty and estate* を包括しての *property* 保護にあること蓋し明かである。又第二百二十三節の終りの方で次の如くに述べて居る。

it is not without reason that he seeks out and is willing to join in society with others who are already united, or have a mind to unite for the mutual preservation of their lives, liberties and estate, which I call by the general name—*property*.<sup>17)</sup>

かくてすぐその次の行以下には(節は改まるが)次のやうに記されてある。

14) Bonar, *Philosophy and Political Economy*, p. 99.

15) 福田博士 續經濟學研究三一八頁

16) § 87, pp. 234-5

17) § 123, p. 256.

The great and chief end, therefore, of men uniting into commonwealths, and putting themselves under government, is the preservation of their property<sup>18)</sup>

この Property なる文字は文章の前後の關係から考へて、それは life, liberty and estate の general name として用ひられて居るを見るべきである。故にロッキが、政治状態の目的は Property の保護にありと言ふ時、その Property なる文字を一概に狭義に解するの誤まれるや明かである。

以上述べたるが如く、Property なる文字はロッキにより、時としては life, liberty and estate の general name として用ひられ、又時としては普通に所謂『財産』『所有物』の意義に用ひられて居るが、その外更に『所有權』又は『所有』の意義にも用ひられて居る。ロッキがその私有權論を明かにせる『民政論二篇』第二冊第五章に於ける Property なる文字は、思ふに主としてこの『所有權』又は『所有』の意義に用ひられて居るやうである。而もこの際注意を要するは、その『所有權』の物體が必ずしも『有體物』のみには限らずして、『人格』の如きも亦『所有權』の物體として取扱はれて居ることをこれである。ロッキ自身も或場所に於てはこの事を指摘して、By property I must be understood here, as in other places to ment that property which men have in their persons as well as goods,<sup>19)</sup> を言つて居るが、この事はロッキの私有權論を考察するにあたり、十分注意を要する所であつて、先にも屢述ぶるが如く、ロッキが所有權の基礎を勞働に求めんとする議論の前提は、實に everyone has a "Property" in his own, "Person"<sup>20)</sup> 或は又 this "labour" being the unquestionable property of the labourer を言ふにある。而してロッキの考によれば、人間が自由獨立で

18) 124. p. 256.  
19) 173. p. 287.  
20) 27. p. 204.  
21) 27. p. 204.

ある以上、自己の『人格』に所有権を有するは一の必然事である。従つて又、人間が自己の勞働成果に『所有権』を有するのは、人間が自由である事の一の必然的歸結である、といふ事になる譯である。要之、『民政論二篇』第二冊に於ける Property なる文字の用法は區々であつて、決して一貫しては居ない。そこで私はリッチーとは異なる意味に於て、『Property』といふ文字のロック自身の説明に注意』しなければならぬと思ふのである。

### 第二項 私有権の基礎としての勞働

ロックの私有権論の大眼目は、勞働こそは私有権の唯一基礎であるといふに在るのであるからロックの私有権論に於て其の主役を演ずる俳優は、實に勞働であるといふ譯であるが、私はなほこのロックの『勞働』に就き、二三注意すべき事柄を考へて見たい。

第一。ロックは Labour をいふ文字の外に、work, industry, pain, toil, sweat, 等の文字を用ひて居る。例へば、『民政論二篇』第二冊第五章第二十七節に於ては、The labour of his body and the work of his hands, we may say are properly his といひ、labour をいふ文字を、work をいふ文字とが區別して用ひられて居る。又第四十二節には labour を industry とがなべて用ひられて居る。更に同じ節に於て、pains をいふ文字が、industry や labour と共に用ひられて居る。なほ又次の第四十三節には pains, toil, sweat 等といふ文字が出て來て居る。然らばこの labour, industry, work, pains, toil, sweat 等は、それぞれ如何なる差異を持つて居るのであるか。それは、ロックの『民政論二篇』第二冊に於ては明白でないが、恐らくこれ等の文字は、それを交互に入れ替へれ

ば文意を不明ならしめ、又は變せしむる程の差異を以て用ひられて居るのではなからうと思はれる。

第二。勞働を分つて精神勞働と筋肉勞働との二種とせられること普通である。しかるに從來勞働説に對して、それは精神勞働を無視して居ると言ふ批難が、ノイライト<sup>1)</sup>、アーレンズ<sup>2)</sup>、ラッソン<sup>3)</sup>等によつて加へられて居る。然らばロツク自身は、その私有權論をなすにあたり、所謂精神勞働を無視して居たかどうか。この點は明白にし難い。尤も『民政論二篇』第二冊第五章第四十四節には、

...that which made up the great part of what he applied to the support or the comfort of his being, when invention and arts had improved the conveniences of life, was perfectly his own and did not belong in common to others.<sup>4)</sup>

とあるから推して、ロツクは精神勞働をも考へて居たと言ひ得ない事もあるまいが、然しロツクが labour, industry, toil, pain 等と言ふ程のものゝ多くは所謂筋肉勞働に屬せしむべきものである。故に、ロツクの考へは明白ではないが、ロツクは精神勞働をも考慮のうちに入れて居たとしても、その重心はむしろ所謂筋肉勞働の方に傾いて居た、と見るべきではあるまいか。

第三。次に考ふべきは、『勞働』と『先占』との關係に關するロツクの見解である。蓋し勞働説に對しては、從來次の如き批難がある。曰く、所有權の基礎を勞働にのみ歸らんとする説は明かに十分でない。何故と言ふに、勞働にして可能なるがためには、先づ以て勞働を加へらるべき物

1) Neurath, Eigentum und Gerechtigkeit, 1884, S. 16-7  
2) Ahrens, Naturrecht, BDII, 1871, S. 138.  
3) Lasson, System d. Rechtsphilosophie, 1882, S. 607.  
4) § 44. p. 213.



の、先占による私有権を豫想しなければならぬから。この種の批難は例へばヴグナー<sup>1)</sup>、ロツンヤ<sup>2)</sup>、ブルター<sup>3)</sup>、ミラグラリア<sup>4)</sup>、ニューコーン<sup>5)</sup>、ボナー等によつて主張せられるが、これに對して先占亦一の勞働であるから、勞働説に對するこの種の批難は當を得ないと論ずる學者も若干ある。例へばシャウプ<sup>6)</sup>、コーレル<sup>7)</sup>、福田博士<sup>8)</sup>等がそれである。然らばロツク自身は、この『先占』對『勞働』の問題に就いて如何なる見解を抱いて居たか。この點を一考して置く要がある。

今『民政論』一篇『第二冊』を通讀するに、ロツクが『勞働』と『先占』とを區別して論じたる部分は一もこれない。否、私の記憶にして依頼し得るものこそは、『民政論』一篇『第二冊』全部を通じて occupation してふ文字をすら發見するに苦しむのである。故にロツクは特に『先占』なるものを、考察のうちにに入れては居なかつたと斷せざるを得ない。次に然らば、ロツクが『勞働』といふ中には、所謂『先占』をも含んで居るのではあるまいかと考へて見るに、『民政論』一篇『第二冊』第五章第二十八節には、櫻の實を拾ひ集めてこれをつた人間は、確にそれを私有したのであるが、それは一體いつ彼の私有に歸したかと言ふ問に對して、

...it is plain, if the first gathering made them not his, nothing else could. That labour put a distinction between them and common. That added something to them more than nature, the common mother of all, had done, and so they become private right.<sup>10)</sup>

と述べて居る。元來『先占』といふ文字に疑義があるが、これを狹義に解して『先占の事實表示』とするも、はた又これを廣義に解して『先占の意思表示』とするも、共に批難の餘地ありとせられて

1) Wagner, Volkswirtschaft und Recht, 1894, S. 239-40. u. 242.  
 2) Roscher, System der Volkswirtschaft, Bd1, 1906, S. 213-4  
 3) Walter, Eigentum, 1895, S. 46.  
 4) Miraglia, Comparative Legal Philosophy, 1912, p. 386.  
 5) Newcomb, Theories of Property. (Political Science Quart., 1, 1886, p.601.)  
 6) Bonar, ibid, p. 101. 7) Schaub, Eigentumslehre, 1898, S. 346

居るが、これを狭義に解するの比較的穩當なるや蓋し明かである。さて前に引用せるロックの言葉に於て The first gathering とあるは、これ取りも直さず、事實表示としての『先占』たるに外ならぬ。而もロックはこれを "That labour" と言ふ。故にロックが『労働』と言ふ時、それは狭義に於ける『先占』をも含むものと斷すべきではあるまいか。従つて又、もし『労働』に廣狹二義ありとなし、狭義に於ける労働は普通の労働を意味し、廣義に於ては、この外更に所謂『先占的労働』をも含むものとせば、ロックの所謂『労働』は即ち廣義に於けるそれである。

第四。屢述ぶるが如く、ロックによれば、人間は自己の労働成果に對して私有權を有する。彼の所有權の基礎は彼の労働である。例へば、『民政論』一篇『第二冊第五章第二十七節』に於てロックは曰く、

Whatsoever when he removes out of the state that Nature hath provided and left it in, he has mixed his labour with it, and joined to it something that is his own and thereby makes it his property.

これはたゞの一例に過ぎないのであつて、同様の例は第五章に於て極めて多くを發見し得る。たゞ然しながら、此處に一の注意を要する文章がある。それは第五章第二十八節の結末近くの二三行であつて、次の如くに書かれてゐる。

The grass my horse has bit, the tarts my servants has cut and the ore I have digged in any place, where I have a right to them in common with others, become my property without the assignation or consent of any body.

これによれば、私の馬及び私の召使 (servant) の労働は、私の労働と同じく、私の所有權獲得の手段である。

8) Kohler, Lehrbuch der Rechtsphilosophie, 1909, S. 87.

9) 福田博士 續經濟學研究三二二頁

10) § 28. pp 204-205

11) 岡村博士、民法と社會主義(内外論叢五卷四號三頁)

上卷(大正三)二一八頁

1) § 27. p. 204

津村博士、國民經濟學原論

2) § 28. p. 205.

産業革命以前のロックが、召使と普通に所謂労働者との區別をどんなに認めて居たかは不明であるが、リッチーが前に引用せるロックの言葉を評して、『労働の雇傭者たる資本家はこの句に従ひ、もし彼がそれを得ることを管理することさへ可能であれば、その召使 (servant) により作られたる成果の全部に對し十分の権利がある』と言つたのには道理がある。元來『民政論二篇』は君主主義に對する民主主義、貴族に對する平民の反抗の宣言を以て、その目的として居ること既に述べしが如くである。産業革命以前の英國に生存せしロックは、その當時漸く勢力を振はんとしつゝありし第三階級の代辯人であつて、第四階級のそれではなかつた。彼の労働説の主たる目的は、第三階級の所有權の絶対不可侵を、從來の特權階級に對して宣言し辯護せんとするに在つて、彼は彼の労働説を、労働者の資本家に對する不勞所得攻撃の武器として作つたのではない。『民政論二篇』第二冊第五章第二十八節最後の兩三行は、思ふに、不用意の間にロックの意圖を示すものではあるまいか。

### 第三項 労働成果私有の制限

先に述べしが如く、ロックの考によれば、人間は自己の労働を加ふることにより、以前萬人に共有たりし物を化して、自己の私有物たらしめ得るのであるが、この事たる、彼により決して無制限に認められし譯ではなくて、それには二つの制限が附せられて居る。第一に、自己が使用し得る範圍内に於のみ、自己の労働成果を私有する事が出来る。第二に、自己の労働成果を私有するがためには、他人のために共有物がなほ十分に殘存して居る事を必要とする。以下、少しく

3) Ritchie, Darwin and Hegel, p. 179.

この二つの制限に就き考へて見たい。

第一の制限に關しロックの言ふ所を窺ふに、彼は、もしはたして労働が共有物を化して私有物たらしめ得るとすれば、人間は自己の労働により、その私有物を自己の欲するまゝに増大し得るものなりやといふ疑問に對して、決してさうでないと答へる。『労働により所有權を與へた自然法は、又その所有權を限定した。』然らば如何なる『限定』が與へられて居るか。ロック曰く、

「神は吾等に凡ての物を裕かに與へた。こは靈感により定められたる理性の聲であるが、然らば神は如何なる程度に與へたのか——享樂 (to enjoy) 卽ちこれである。物が駄目になる (spoils) 迄に、人生の何等かの利益に役立たしめ得る範圍に於て、人はその労働により所有權を確定するを得る。この限度を越えたるものは、その何物たるによらず凡て彼の配分以上であつて、それは他人に屬するものである。神は人をして損ねさせ、破壊させるためには何物をも作らなかつたのである。」<sup>2)</sup>

故に、折角或物に労働を加ふる事によつて、その物の私有權を得ても、『その適當なる使用を見ずして、彼に所有されながら空しく腐敗し去れりとせんか、……彼は當に自然の一般法則に違反したのであつて所罰せらるべきものである。彼は隣人の分前を犯せるに外ならぬ。何故といふに彼の必要が物を求め、物が彼の生活に便宜を與へるといふ限度を越えては、彼は何等の權利をも有しないからである。』<sup>3)</sup>

同様の事は又土地に就いても言ふ事が出來た。

『若し、彼の圍繞地の草が地上に立ち枯れとなり、又彼の栽培地の果實が蒐集貯藏せられないで腐敗したとすれば、かくの如き土地の部分は、それが彼の圍繞地なるにも係らず、然も荒蕪地なりと見做され、他の如何なる人の所有物ともなり得べきであつた。』<sup>4)</sup>

206.  
210.  
210.  
p. p. p.  
31.  
31.  
37.  
38.  
1)  
2)  
3)  
4)

勞働成果私有に對する第一制限に關するロックの所説は大約以上の如くである。

第一項に於て次手ながら述べたる所、及び次項に就て説く所よりして、自然に明かになるであらう如くに、ロックの考によれば、政治狀態の目的の一は、自然法によつて各人の得たる所有權を保護するに在る。然るに勞働成果私有に隨伴する右の制限は、一の自然法なること、前に引用せるロックの言葉により明かである。故に所有者が自分自身で耕耘し、その成果を使用する以上の土地は、凡てこれを個人の手より沒收する政府は、大なる財産の形成を奨励する政府に比し、ロックの所謂財産保護のための政府として、より大に盡瘁せるもの、如くにも想はるゝ事、まことにリッチーの言ふが如くである。さは言へ幸か不幸か右に述べたる第一の制限は、ロックが貨幣の發生を認めたる事により、事實上は拋棄されてしまつた。従つてリッチーの提出せる問題も、最早問題たるに値せざる譯となつてゐる。以下その事の次第を簡單に摘記するであらう。

以上述ぶるが如く、人間は使用を限定として、自己の勞働成果を私有する事が出來た。然らばこの制限を破らずして、而も自己の勞働成果を全收する方法は無いか、とかう思案した人類は腐敗し易いものと、腐敗し難いものとを交換し、後者を蓄積して以て自己の勞働成果を全收し、併せて私有の擴大を謀る方法に想ひ到つた。如何にして彼自身その所産を使用し得る以上の土地を正當に所有し得るや、といふ事に關して、一の方法を發見した。而してその方法といふのは貨幣の使用に外ならぬ。『貨幣とは、朽腐することなくして保存するを得べく、又相互の承認により、眞に有用ではあるが、而も腐敗し易い生活必要物に代へて、人々が取得すべき一定の持續的物體で

5) Ritchie, Darwin and Hegel. 1893. p. 182.

6) §50. §50 は Moley's Universal Library 版と 1812 London に於て發行されたる Locke 全集第五卷所收の版本(及び Cassell's National Library 87)との間に著き相違あり、しばらく後者に従ふ、以下同斷

ある。』

處が貨幣の發明は、人々の間に於ける所有の不平等を、目立つて大きくせしめるといふ結果を導いた。『元來勤勞の種々なる程度は、人々をして所有物の割合を異ならしむる傾向があるから、この貨幣の發明は、不平等なる所有物の維持と同時に擴大の機會をも與へた。』けれどもロツクによれば、この所有の不平等といふ事は、もとより人々承知の上である。『金及び銀は食物着物業物に比して、人生に益あること極めて少く、其の價值は單に人々の協定に基くものなるが故に、これに就いても勞働は、依然として大部分其の尺度をなしてゐる。(註参照)人々が地の不比例且不平等なる所有を認めたるものなるや明かである。』

然らばかくの如き所有の擴大、従つて又人々の間に於ける所有の不均不平等は、はたして正當であるかどうか。ロツク曰く、『一體正當なる所有の制限を超過するといふことは、その所有物の多大なるに存せずして、その所有裡に空しく何物かを朽腐するに存する。』故に個人の所有の擴大、従つて又人々の間に於ける所有の不均不平等は、貨幣の使用により、それが如何に甚だしくなつても、ロツクによれば、それは決して不正と考ふべからざるものである。私が先に、勞働成果私有に關する第一の制限は、ロツクが貨幣の發生を認めたる事により、事實上は拋棄されてしまつてゐると言つたのは、右の事實を指すものに外ならぬ。

(註) この括弧の中の言葉に相當する原文は whereof labour yet makes, in great part, the measure of man's wealth. 此の句は gold and silver, has its value only from the consent of men of value である。

7) p. 214.  
8) p. 215.  
9) p. 214.  
10) p. 46.

つてある。而してこの句から考へると、ロックは貨幣の價值を全然任意的、若くは協定的であるとは考へず、むしろ幾分は、この貴金屬を得るに要する労働に基く、と考へてゐる様である。リッチーは解して居る。<sup>11)</sup>

労働成果の私有に關する第二の制限、即ち、各人が自己の労働成果を私有するがためには、他人のために共有物がなほ十分に殘存するを必要とする事、これを言明せるロックの言葉を我々は第五章第二十七節の終末に於て見出すのである。尤も一寸躊躇したやうな言方ではあるが。第二十七節の終の方の原文を引用すれば、

*this labour being the unquestionable property of the laborer, no man but he can have a right to what that is once joint to, at least where there is enough, and as good left in common for others.*

とある。この最後の *at least where there is enough, and as good left in common for others* といふのが、私の認めて以て、労働成果の私有に關する第二の制限となすものである。

思ふに、無人島に漂着せる一團の人間や、未ば占有されざる地方に於ける一隊の旅行者は、何はさて置き彼等相互の必要を、よく考察しなければならぬであらう。故に例へば、彼等のうちの一人が果物を取つて食つても、残りの者が食ふだけの物の、なほ十分に存在することが明かであれば、彼は誰に遠慮もなく、食ひただけ食へる。かういふのが先づ普通であらう。従つて右に述べたる労働成果私有に關する、第二の制限の如きものゝ、存在の可能を考へることは出来る。けれどももし、他人に對して十分に殘つて居ない事が明かであれば、その時にはどういふ事になるか。この點に關するロックの意見は明かでない。又思ふに、この制限と、ロック時代の歐洲に

11) Ritchie, Darwin and Hegel. p. 183.

於ける、私有財産制の現實とを對比せしむる時、ロックははたして如何なる感を抱いたであらうか。吾人もとより是れを知る由もない。

ロックが労働成果の私有に附したる二つの制限は、大體以上の如きものである。この制限の思想と、十八世紀末の英國に於ける、所謂『土地社會主義者』の思想との間に、如何なる關係ありやを窺ふのは、もとより興味深き問題であると考へらるゝが、しばらく是れを省略に附する。<sup>12)</sup>

一部の學者の説によれば、元來ロックは純然たる功利主義者であつた。この説がはたして、幾何程迄當れるやは、もとより問題であるが、彼の『民政論二篇』に現はれたる、功利主義の見解を探ることは、決して困難ではない。然るに彼が私有財産を論ずるや、一般的效用の立場を離れて、特に労働成果私有の自然法てふ、一の先驗的原則 (a priori Principle) に立籠れる特殊の事由は、次項に於て述ぶるが如くであるが、労働成果私有に關する、右の二つの制限は、功利主義者としてのロックの面影を、比較的明かに窺ひ得る、縁の一とも成り得べきものではあるまいか。もしそれロックが、人間の自己労働成果私有に對する、上述の二制限を標奉して、第二十世紀に立てりとする時、彼が社會思想分野の上に、はたして如何なる地歩を占むべきや、といふが如き問題に到つては、今私の關する所ではない。

#### 第四項 労働成果私有の權利と自然法

ロックによれば、人間が自己の労働成果を私有する權利は、一の自然法上の權利である。これは『民政論二篇』第二冊第五章第三十節に於ける、this original law of Nature for the beginning of

12) 小泉信三教授の論文『不勞所得と土地社會主義』(『社會組織の經濟論的批評』所收)はこの點に關し吾人に教ふる所頗る多し。



property なる語及び第三十一節に於ける、the same law of Natur that does by this means gives us property なる句を以て明かである。然るにこの自然法なる觀念はリッチーによれば、ロックの全政治學說體系を形造るものである。<sup>3)</sup> 又福田博士によれば、自然法説は社會契約説と共に、ロックの勞働説の二大前提をなすものである。<sup>4)</sup> 然らばロックの所謂自然法とは如何なるものを言ふか。

これを簡單に言へば、自然法は『理性の法』(law of reason)である。又單にこれを『理性』と言つてもよい。自然状態に於ける人間を支配する法である。而して一度社會契約により、政治社會と成法との發生を見たる後に於ては、常に成法と相對立し、且成法改善の規範として存在する法である。ロック曰く『國法は自然法に基礎を置く限りに於てのみ正當であつて、自然法により國法は統制せられ、解釋せらるべきものである。』<sup>5)</sup> 人間の自己勞働成果に對する私有權は、ロックによれば、かくの如き性質を有する自然法に基くのである。

次に然らば、ロックが人間の自己勞働成果に對する私有權を、一の自然權なりと主張せる理由いづくに在りや。單に自然法説流行の一片影のみと見るべきであらうか、はた又、そこに何等か特殊事由のあつて然るなりと解すべきであらうか。論者によれば、元來『ロックは一ケの純粹なる功利主義者であつた。彼の Essay に於ては、ロックは熱心に「本有的實用的原則」の存在を拒んだ。<sup>6)</sup> 然るに、ひとり私有權是認の論據を求むるや、これを勞働成果私有の自然法てふ先驗的原則に置いて、社會效用に置かなかつたのは何故であらうか。これを説明するものは、蓋し、前に述べたる、彼の政治哲學全體系の根底を貫流する、二大精神の一たる『所有權の絶對』ではあるま

1) § 30. p. 206.  
Ritchie, Natural Rights, p. 39.  
3) § 30. p. 205, § 57. p. 218.  
5) § 6. p. 193.  
9) Rashdall, The Philosophical Theory of property. (Property, its duties and rights, p. 40.)

2) § 31. p. 206.  
4) 福田博士、續經濟學研究三二六頁  
6) § 6. p. 193.  
8) § 12. p. 197.

いか。

ロツクによれば、政治社會は社會契約によつて成り立つのであり、政府は一般的承認によらなければならぬ。而して政府一度成りし上は、例へば王國に於ては、國王は正當な手續を経て法律を制定し、命令を發する事が出來た。而してこれに服従するのが臣下たる者の義務である。然るに最も專制的なる君主國に於ても、行ふことの出來ぬ事が一つあつた。それは、人民の明白なる同意が、個人的にか若くは代表によつてか、そのいづれかの方法により與へらるゝに非ざれば、臣下のポケットから銅貨一枚と雖も持ち去ることが出來ない、(the supreme power cannot take from anyman any part of his property without his own consent.)<sup>10)</sup>といふ事である。かくの如き所有權の絶對性を主張するがためには所有權が單に主權者によつて作られたる法律の產物ではなく、そは天地の大法たる自然法に基く一の自然權として、既に政治社會以前より存在し、政治社會はかゝる所有權を安全に保護することをその重大目的として居るのである、と主張する必要がある。つたのであると解し得られないであらうか。

(註) ロツクの自然狀態に就いて、

私は本項に於て『自然狀態』なる語を濫用した。のみならずこの語は、次の第五項に於て取扱ふ問題に關聯しても出て來る語であるから、此處にロツクの『自然狀態』の概念を明かにして置きたい。

自然狀態は政治狀態(即ち強制的組織)に對する語であるが、この自然狀態の性質に就いては、それは、現代の人類社會から凡ての實體的社會制度を抜き去つた後に殘るものと解する學說(例へばリッチー<sup>1)</sup>)と、政治社會に歴史的に先んずる狀態と解する學說(例へばボーナー<sup>2)</sup>)及び、實際社會がそれとの一致を求むべき理想である、と解する學說等があるやうであるが、ロツク

10) § 138. p. 264.

1) Ritchie, Darwin and Hegel, p. 188.

2) Bonar, Philosophy and Political Economy. p. 189.

の自然状態はたしてどうであらうか。といふに、

第一。ロックの自然状態は、現代社会からあらゆる實體的社會制度を抽出して、而して後に残るものではなくて既に一の社會である。ロックの自然状態に於ける人間は他人を顧慮することになり、その自由權の制限を受けて居る。この事はロックが、理性(自然法)は各人に、凡ての人は平等にして獨立なるが故に、何人とも他人の生命健康自由及び財産を傷くべからずと教へる、を説くの見ても明かである。又ロックの自然状態に於ける人間が、他人を顧慮することにより、その所有權に制限を受け居ることは、少くとも次の一句を以てしても確かである。曰く、at least where there is enough, and as good left in common for others. (前項參照) かくの如く、他人を顧慮することによつて自己の權利(權利といふ言葉が既に社會に豫想して居るが)に制限を受けてゐる以上は、一種の社會の一員である。故にダンニングがロックの自然状態を説明して、The state of nature as conceived by Locke is a pre-political rather than a pre-social condition. を言つたのは、極めて正しい言はれはなからぬ。

第二。ロックの自然状態は必ずしも、政治社會に歴史的に先んずる状態ではなくて、政治状態が何かの原因によつて解消すれば、人間は又次の政治状態に入る前に、自然状態に復歸するものなることは、次のロックの言を以てするも明かである。曰く、everyone return to the state he was in before, with a liberty to shift for him and provide for his own safety, as he thinks fit, in some other society. 故にモンテスキューは次の如く言ふ。It (Locke's state of nature) not only was something which had once existed long ago in the past, but also in the background of all political societies into which those societies may at any moment be again resolved.

第三。ロックの自然状態は、實際社會がそれとの一致を求めべき理想の天國では決してない。勿論彼の自然状態は『一の完全なる自由の状態』と言はれ、そこでは人々皆自然法の制限に於て、他人の意思に依屬することなく、自己の適當と信するまゝに行動し、その所有物と人格とを處置するの完全なる自由を有する。人々は自己の人格及び所有物の絶對君主である。させられ、『絶對平等であつて何人にも依屬せぬ』状態であると説かれる。それは美しいホープの詩の句を聯想せしめる状態であ

3) § 6. pp 193-194.

4) § 27. p. 204.

5) Dunning, A History of Political Theories from Luther to Montesquieu, 19 10, p. 345.

6) § 211. p. 302.

7) Lamprecht, The moral and political Philosophy of John Locke, 1918, p. 130.

8) § 4. p. 192.

るが如くである。それでも決して天國ではなかつた。そこには幾多の『不便』があつた。『随分とためらつた後、ロツクは到頭、自然状態には『不便』があることを認めた』<sup>11)</sup> 第一に、自然状態に於ける各人は共通の、行爲の規準たる法を缺いてゐた。<sup>12)</sup> 第二に権威ある、各人に共通なる裁判官が缺けて居た。<sup>13)</sup> 第三には力のある刑の執行者を缺いてゐた。<sup>14)</sup> そこで自然状態を脱して政治状態に入る必要があつた譯である。

第四。さればさて、ロツクの自然状態が戦争状態でないことも明かである。現にロツク自身も、『自然状態と戦争状態とは往々にして混同されるが、兩者の間には明白なる差異があるのであつて、その差は宛も平和、善意、相互扶持及び保安の状態と、怨恨、悪意、暴力及び相互破壊の状態とがちがふ程度に明白である』<sup>15)</sup> 言つて居る。長谷川如是閑氏に従ひ、自然状態に於て天國を見出す天國派と、地獄を見出す地獄派とを區別するならば、我がロツクは地獄派に屬するよりもむしろ天國派に屬するやうである。ラッマーもロツクの自然状態の根柢に、自然状態への憧憬のあることを指摘してゐる。<sup>17)</sup>

■ロツクの自然状態を消極的に説明すれば大體以上の如くである。

### 第五項 ロツクの勞働説と自然状態

ロツクの勞働説に就いては、彼の勞働説は彼により自然状態にのみ適用せられた、といふ説がある。例へばリッチーの如きは次のやうに言ふ。曰く、*This theory, which bases property on labour... is applied by Locke only to the state of nature.* <sup>1)</sup> リッチーと符節を合するが如き説を立てられるのが高橋教授である。曰く『勞働に基礎を置けるロツクの私有權説は、彼によりて、ひゞり自然の状態にのみ適用せられたり。<sup>2)</sup>』これ等學者の説は、はたしてロツクの眞意を得たるものであらうか。以下私は少しくこの點を考へて見たいと思ふ。

問題に取掛るに先立ち一言注意して置きたい事がある。前項の註に於て説明して置いたやうに

9) § 123. p. 256.  
11) Beer, A History of British Socialism, Voll, 1919, p. 56.  
12) § 124. p. 256. 13) § 125. p. 257. 14) § 126. p. 257. 15) § 19. p. 200.  
16) 長谷川氏、現代國家批判、三一〇頁  
17) Raumer, Über die geschichtliche Entwicklung der Begriffe von Recht, Staat und Politik, 3Auf., S. 63.  
1) Palgrave, Dictionary of Political Economy, Voll, p. 635.

ロックの所謂『自然状態』は、政治以前の状態ではなるが、常に必ずしも政治状態に對して、歴史的現實的に先んずる状態ではない。従つてロックの自然状態は、遠い過去に於て存在して居た状態であるばかりでなく、それは又未來に於ても在り得る状態なのであるが(詳しくは前項の註を参照せられたし)今、リッチー及び高橋教授が自然状態と言はれるのは、思ふに前者のみを指して居られるらしい。故に嚴密に言へば、歴史的現實的の意味に於ける自然状態と斷つて置かないと問題が複雑になる。よつて以下私が自然状態と言ふ時、それは歴史的現實的の意味に於ける自然状態であることを一言注意して置いて、然る後問題に取掛るであらう。

元來、私有権の發生起源の問題と、その存續基礎の問題とは屢混同される所であつて、我がロックに於てもその憾はもとより有る。ボナーもこの點を指摘して次の如くに述べて居る。

The theory of property, in which, as treated by Hobbes and Locke, economical considerations played a great part, was coloured by the politics of the day; and the question of origin was not sufficiently distinguished from the question of justification, still less were the two questions discussed with the calm indifference of science.<sup>2)</sup>

故にロックの説必ずして明確なりとは言へないが、彼の言ふ所を揣摩するに、彼によつて労働は私有権の發生起源であると同時に、その存續基礎でもあつたのではあるまいか。

自然状態に於ては、労働が私有権の發生起源であつた、とロックが解して居たことは確である。

『民政論』第一篇第二冊第五章第四十五節には、Labour, in the beginning, gave a right of property, whenever any one was pleased to employ it, upon that was common. <sup>3)</sup> 又第五十一節には、<sup>4)</sup>

2) 高橋教授、經濟學史研究、八四〇頁

3) Bonar, Philosophy and Political Economy, p. 5.

4) § 45. p. 213.

And thus, it is very easy to conceive, without any difficulty, how labour could at first begin a title of property in the common things of Nature. <sup>5)</sup> 然るに in the beginning <sup>6)</sup> at first といふ、いづれも漠然たる言方ではあるが、それが自然状態を指すものなることは窺はれる。のみならず、彼の私有権論の舞臺が主として自然状態に在ることは、『民政論二篇』第二冊第五章を一讀して明かである。けれどもこれを以て直ちに、ロックはその労働説を自然状態のみに適用して居たと説き得ない事勿論である。

既に自然状態に就て、労働は私有権の發生起源であつた。然らば政治状態に於てはさういふ事になるのか。ボナーは『民政論二篇』第二冊第五章第四十五節に於けるロックの言葉、

And though afterwards, in some parts of the world, where the increase of people and stock, with the use of money, had made land scarce, and so of some value, the several communities settled the bounds of their distinct territories, and by laws, within themselves, regulated the properties of the private men of their society and so, by compact and agreement, settle | the property which labour and industry began. <sup>6)</sup>

より推して、Property therefore, if at first due to labour, is now due to law. <sup>7)</sup> を言へるは、ロックの眞意をうがてるものであらうか。自然状態に於ては労働説論者たりしロックが、政治状態成るの日、一朝にして法定説論者に豹變したのであらうか。もし法定説の主張するが如く所有権の基礎が成法にあるならば、成法は又何等の根據にも立たずして所有権を奪ふことが出来るであらう。所有権の絶對を主張し、所有権の保護を以て政府の一大目的なりとするロックにして、かくの如き法定説を採用し得るものならんや。

5) § 51. p. 216.

6) § 45. p. 213.

7) Bonar, *ibid.*, p. 101.

然らば、ロックの上獨の言葉はこれを如何に解すべきであるか。思ふに、前に引用せるロックの文章に於ける最後の兩三行の意味は、自然状態に於て起源を労働に有する所有権を、政治状態に於てはこれを法律が規定する、といふに在るのではあるまいか。然らば、成法は人間の労働成果私有を認めざるを得るか。曰く認めざるを得ない、何故に認めざるを得ないか。曰く労働成果私有は一の自然法であつて、而して成法は前項に説明するが如く、自然法に基礎を置く限りに於てのみ正當なるが故である。政治状態に於て個人の私有権が嚴として存在し、而して治者と雖も各人の同意なくしては、寸毫もその私有権を侵し難き所以のものは他なし、各人の私有権が既に早く自然状態に於て、労働成果私有の自然法に基きて獲得されしが故である。もとより或物の私有権を自己の労働によりて得たる個人と、その物の現在の所有者とが別箇の人格者なるに於て、ロックの説は幾多の疑義弱點を曝露する譯であるが、それは今私の問題とする所でない。

要之、ロックの私有権論は自然状態に於ける私有権の發生起源を説くと同時に、政治状態に於けるその存續基礎をも明かにしたるが如くである。故に、ロックの労働説はロックにより、自然状態のみに適用せられたりとする説は、狭きに失せざるやを思ふものである。